入札参加者 各位

福岡県県土整備部

「建設業法施行令の一部を改正する政令」について

このことについて、本県発注工事におきましても、改正後の基準が下記のとおり適用されますのでお知らせします。

記

１　特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請代金額の下限について

４，０００万円から４，５００万円に引き上げる。

（建築一式工事は、６，０００万円から７，０００万円）

２　主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額の下限について

３，５００万円から４，０００万円に引き上げる。

（建築一式工事は、７，０００万円から８，０００万円）

３　本改正施行日

令和５年１月１日